

生活環境影響調査 調査計画

1. 調査目的

日向東臼杵広域連合が計画している一般廃棄物最終処分場が、周辺地域の生活環境に及ぼす影響についてあらかじめ調査・予測・評価を行い、環境保全のための措置を検討したうえで、生活環境影響調査書を作成する。同調査書は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、廃棄物処理施設設置届に添付するものである。

2. 調査項目

一般廃棄物最終処分場の建設に伴う生活環境影響要因と調査項目の関連は、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針（環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 平成 18 年 9 月）」（以下「調査指針」と呼ぶ。）に準拠し、表 1 に示す調査項目を設定した。

表 1 生活環境影響要因と調査項目

調査事項	調査項目		影響要因	処理水の放流	施設の流出からの浸出	最終処分場の存在	施設（浸出水処理施設）の稼働	埋立作業	施設の（埋立地）からの悪臭の発生	廃棄物運搬車両の走行	
			処理水の放流	施設の流出からの浸出	最終処分場の存在	施設（浸出水処理施設）の稼働	埋立作業	施設の（埋立地）からの悪臭の発生	廃棄物運搬車両の走行		
大気環境	大気質	粉じん						○			
		二酸化窒素(NO ₂)								○	
		浮遊粒子状物質(SPM)									○
	騒音振動	騒音レベル					○	○			○
		振動レベル					○	○			○
	悪臭	特定悪臭物質濃度、又は臭気指数(臭気濃度)							○		
水環境	水質	生物化学的酸素要求量(BOD)	○								
		化学的酸素要求量(COD)	○								
		全りん(T-P)、全窒素(T-N)	○								
		ダイオキシン類	○								
		浮遊物質(SS)	○								
		その他必要な項目※	○								
	地下水	地下水の流れ								○	
		地下水の水質								○	

※その他必要な項目：生活環境項目、健康項目

3. 現地調査計画

3.1 調査概要

3.1.1 調査項目

現地調査の項目及び実施概要は、表 2 に示すとおりである。各項目の調査地点や調査方法等は、「調査指針」に準拠している。

大気質は粉じん等の発生が抑制される降雨期（6月、10月）を除いた2季として夏季及び冬季に実施する。大気質のうち、風向・風速調査は通年で実施する。

騒音振動は「騒音に係る環境基準の評価マニュアル（一般地域編 平成27年10月 環境省）」及び「騒音に係る環境基準の評価マニュアル（道路に面する地域編 平成27年10月 環境省）」において、「騒音が1年間を通じて平均的な状況を呈する日」として秋季が選定されている。したがって、本調査においても騒音振動は秋季に実施する。交通量調査についても同様の理由で秋季に実施する。

悪臭は夏季に発生しやすい（気温の影響）ため、同季節に調査を実施する。

水質は4季で実施し、地下水位は通年の調査とする。

表 2 各項目の実施概要

調査項目	調査地点	調査時期
大気質 (埋立作業)	粉じん	3地点 夏季、冬季 1週間/季
	風向・風速	1地点 通年
大気質 (廃棄物運搬車両)	二酸化窒素(NO ₂)	1地点 夏季、冬季 1週間/季
	浮遊粒子状物質(SPM)	1地点 夏季、冬季 1週間/季
騒音 (埋立作業、施設稼働)	騒音レベル	3地点 秋季 平日 24時間/季
騒音 (廃棄物運搬車両)	騒音レベル	1地点 秋季 平日 12時間/季
振動 (埋立作業、施設稼働)	振動レベル	2地点 秋季 平日 24時間/季
振動 (廃棄物運搬車両)	振動レベル	1地点 秋季 平日 12時間/季
	地盤卓越振動	1地点 秋季 平日 12時間/季
交通量	1地点	秋季 平日 12時間/季
悪臭	特定悪臭物質(22項目)	3地点 夏季
	臭気指数(臭気濃度)	3地点 夏季
水質	BOD, COD, T-P, T-N, SS, pH, 大腸菌数, DO, ダイオキシン類※, 健康項目※, 水道水質基準項目※等	7地点 4季
地下水	地下水位	6地点 通年
	地下水の水質	6地点 4季

※ダイオキシン類、健康項目、水道水質基準項目は1季

3.1.2 調査時期

調査時期は、表 3 に示すとおりである。調査は令和 7 年の 1 月（冬季）から 1 年間実施する。令和 7 年 1 月の冬季調査として、粉じん、NO₂、SPM、水質（河川）、水質（地下水）を、令和 7 年 4 月の春季調査は水質（河川）、水質（地下水）を、令和 7 年 7 月の夏季調査は、粉じん、NO₂、SPM、悪臭、水質（河川）、水質（地下水）を、令和 7 年 10 月の秋季調査は騒音振動、交通量、水質（河川）、水質（地下水）を実施する予定である。風向・風速及び地下水水位は令和 7 年 1 月から通年で調査を行う。

表 3 調査時期

実施内容	冬		春			夏			秋			冬			
	令和 7 年														令和 8 年
	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月		
	上中下	上中下	上中下	上中下	上中下	上中下	上中下	上中下	上中下	上中下	上中下	上中下	上中下	上中下	
粉じん															
風向・風速															
NO ₂ 、SPM															
騒音振動															
交通量															
悪臭															
水質															
地下水(地下水水位)															
地下水(地下水水質)															

3.2 大気質

3.2.1 調査方法

1) 粉じん

調査方法は、表 4 に示すとおりである。ロウポリウムエアサンプラーの捕集器内のろ紙により、空気中の粉じんを捕集し、重量濃度を測定する。

表 4 調査項目及び調査方法

調査項目	調査方法	時期・回数
風向・風速	風向・風速計による測定	通年
粉じん	ロウポリウムエアサンプラーを使用した濾過捕集による重量濃度測定（JIS Z 8814）	夏季（7 月）1 回 冬季（1 月）1 回 計 2 回



図 1 風向・風速の調査機器



図 2 粉じん調査機器（ロウポリウムエアサンプラー）

2) 二酸化窒素・浮遊粒子状物質

調査方法は、表 5 に示すとおりである。周囲に遮蔽物が存在しないところに観測小屋を配置し、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質を観測する（図 3 参照）。

表 5 調査項目別及び調査方法

調査項目	調査方法	時期・回数
二酸化窒素 (NO ₂)	「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和 53 年 7 月 11 日環境庁告示第 38 号)に規定された測定方法	夏季 (7 月) 1 回
浮遊粒子状物質 (SPM)	「大気汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年 5 月 8 日環境庁告示第 25 号)に規定された測定方法	冬季 (1 月) 1 回 計 2 回



図 3 調査イメージ (観測小屋)

3.2.2 調査地点

調査地点の設定根拠は、表 6 に示すとおりである。この根拠により、粉じん調査 (ロウボリウムエアサンプラーの設置) の地点は小田集落、仮迫集落及び小川吐集落 (図 4 参照)、二酸化窒素・浮遊粒子状物質の調査 (大気測定車の設置) の地点は搬入道路沿いの沿道とする。

表 6 調査地点の設定根拠

項目	調査地点	環境影響要因	設定根拠
風向・風速	建設候補地内	施設の稼働 (埋立作業)	・事業予定地内である。
粉じん	小田集落、小川吐集落、仮迫集落	施設の稼働 (埋立作業)	・事業予定地付近である。 ・背後に遮蔽物がなく、開けた空間である。
二酸化窒素 (NO ₂)	搬入道路沿いの沿道	廃棄物運搬車両の走行	・搬入道路付近である。
浮遊粒子状物質 (SPM)			・背後に遮蔽物がなく、開けた空間である。 ・観測小屋の設置スペースを確保できる。 ・周辺の電柱から電源を確保できる。



図 4 大気質 (粉じん、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、風向・風速) 調査の地点

3.3 騒音振動

3.3.1 調査方法

1) 騒音

騒音の測定は、日本工業規格 Z8731「環境騒音の表示・測定方法（平成 11 年 3 月 20 日改正）」の基準に基づき実施する。

測定の方法及び項目は、表 7 及び表 8 に示すとおりである。

なお、騒音調査中は、調査員が定期的に、騒音計の記録状況・調査地点周辺の状況を確認する。

表 7 測定方法

環境影響要因	使用機器	関連規格等	測定条件	調査時間	調査時期
廃棄物運搬 車両の走行	積分型 普通騒音計	JIS C1509-1 に適合した普通騒音計	マイクロホン高さ： 地上 1.2m	8～20 時 (12 時間) 連続測定	秋季（10月） 1 回
施設の稼働			周波数重み特性： A 特性 時間重み特性： FAST	24 時間 連続測定	

表 8 測定項目

調査事項	測定項目
騒音調査	・等価騒音レベル（昼： $L_{Aeq, 16h}$ 、夜： $L_{Aeq, 8h}$ ） ・時間率騒音レベル（ L_{A5} 、 L_{A10} 、 L_{A50} 、 L_{A90} 、 L_{A95} 、 L_{Amax} ）



図 5 騒音計の概略配置図

2) 振動

振動の測定は、「振動規制法施行規則」（昭和 51 年 11 月 10 日総理府令第 58 号）に規定された方法（JIS Z 8735）に基づき実施する。なお、測定の方法及び項目は、表 9 及び表 10 に示すとおりである。

表 9 測定方法

環境影響要因	使用機器	関連規格等	測定条件	調査時間	調査時期
廃棄物運搬 車両の走行	振動レベル計	JIS C 1510 に 適合した振動計	地表面	8～20 時 (12 時間) 連続測定	秋季（10月） 1 回
環境影響要因				24 時間 連続測定	

表 10 測定項目

調査事項	測定項目
振動調査	・時間率振動レベル（ L_5 、 L_{10} 、 L_{50} 、 L_{90} 、 L_{95} 、 L_{max} ）

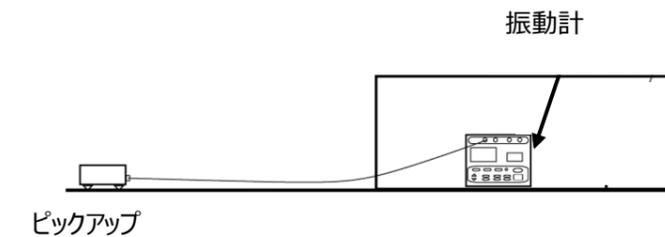


図 6 振動計の概略配置図



図 7 振動調査機械

3) 地盤卓越振動数

地盤卓越振動数は、「道路環境影響評価の技術手法」((財) 道路環境研究所) に基づき、振動計 (図 7 参照) を用いてデータレコーダに記録することにより行う。測定は大型車の単独走行時 (10 台) の地盤振動を周波数分析することにより行う。大型車の走行がない場所においては、カケヤ(大型木槌)、土嚢袋等で直接地盤に衝撃を与えた地盤振動を測定し、周波数分析を行う。

表 11 測定方法

環境影響要因	使用機器	関連規格等	測定条件	調査時間	調査時期
廃棄物運搬 車両の走行	振動レベル計	JIS C 1510 に適合した振動計	地表面	8~20 時 (12 時間) 連続測定	秋季 (10 月) 1 回
	1/3 オクターブバンド分析器	—	—	8~20 時 (12 時間) 連続測定	

表 12 測定項目

調査事項	測定項目
地盤卓越振動数	・大型車の単独走行時 (10 台) の地盤振動数

4) 交通量

交通量は、騒音レベルの実測開始終了時間にあわせ、時間別、上下方向別、車両別に測定し、記録する。車種区分は表 13 に示す 3 車種区分で記録する。

調査項目及び調査方法は表 14 のとおりである。

表 13 交通量調査の車種区分

区分	ナンバープレート	代表的な車種
大型車	1, 2, 9, 0 (8 : 大型特殊車両等)	ダンプ、トラクタ、マイクロバス等
小型車	3, 4, 5, 6, 7 (8 : ワゴン車等)	
二輪車	二輪自動車、原動機付自転車	

表 14 調査項目及び調査方法

環境影響要因	調査項目	調査方法	調査時間	調査時期
廃棄物運搬 車両の走行	交通量	人手調査もしくは機械観測による方法	8~20 時 (12 時間) 連続測定	秋季 (10 月) 1 回



図 8 調査イメージ

3.3.2 調査地点

調査地点の設定根拠は、表 15 に示すとおりである。この根拠により、騒音振動の調査地点は小田集落、小川吐集落、搬入道路沿いの沿道、対岸の牛舎 (図 9 参照) とする。

表 15 調査地点の設定根拠

環境影響要因	調査項目	調査地点	設定根拠
廃棄物運搬車両の 走行	騒音・振動・ 地盤卓越振動数・ 交通量	搬入道路沿いの沿道	・搬入道路付近である。 ・機器設置スペースを確保できる。 ・背後に遮蔽物がない。
施設の稼働	騒音・振動	小田集落、小川吐集落、 対岸牛舎	・敷地境界付近である。 ・機器設置スペースを確保できる。 ・背後に遮蔽物がない。



図 9 騒音・振動調査地点 (環境影響要因 : 廃棄物運搬車両の走行、施設の稼働)

3.4 悪臭

3.4.1 調査方法

調査項目は、特定悪臭物質(22項目)濃度及び臭気指数とし、特定悪臭物質濃度は「特定悪臭物質の測定の方法」(昭和47年5月30日環境庁告示第9号)、臭気指数は「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」(平成7年9月13日環境庁告示第63号)に基づき、測定・分析を行う。

各項目の採取方法及び分析方法は表16に示すとおりである。なお、試料採取方法はA 大気を捕集溶液中に吸引する方法、B 大気を採取袋に吸引する方法、C 大気を試料捕集管に吸引する方法があり、物質の化学的性状に応じて定められている。

表16 調査項目と採取及び分析方法、調査時期・回数

区分	No.	項目	採取方法	分析方法	調査時期・回数
特定悪臭物質	1	アンモニア	A	環境庁告示第9号(S47)別表第1	夏季(7月) 1回
	2	メチルメルカプタン	B	環境庁告示第9号(S47)別表第2	
	3	硫化水素			
	4	硫化メチル			
	5	二硫化メチル			
	6	トリメチルアミン	A	環境庁告示第9号(S47)別表第3	
	7	アセトアルデヒド	B	環境庁告示第9号(S47)別表第4	
	8	プロピオンアルデヒド			
	9	ノルマルブチルアルデヒド			
	10	イソブチルアルデヒド			
	11	ノルマルパレルアルデヒド			
	12	イソパレルアルデヒド	B	環境庁告示第9号(S47)別表第5	
	13	イソブタノール	B	環境庁告示第9号(S47)別表第6	
	14	酢酸エチル	B	環境庁告示第9号(S47)別表第7	
	15	メチルイソブチルケトン			
	16	トルエン			
	17	スチレン	C	環境庁告示第9号(S47)別表第8	
	18	キシレン			
	19	プロピオン酸			
	20	ノルマル酪酸			
	21	ノルマル吉草酸	C	環境庁告示第9号(S47)別表第8	
	22	イソ吉草酸			
臭気指数			B	臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法	

3.4.2 調査地点

悪臭調査の調査地点は、表17に示す根拠により浸出水処理施設付近とする(図11参照)。大気の採取は、小田集落、仮迫集落及び小川吐集落で実施する。

表17 調査地点の設定根拠

項目	調査地点	環境影響要因	設定根拠
特定悪臭物質(22項目)濃度及び臭気指数	小田集落、小川吐集落、仮迫集落	施設の稼働	・事業予定地敷地境界付近である。 ・背後に遮蔽物がなく、開けた空間である。

※敷地境界の場所によって、調査地点を変更する可能性がある。



図11 悪臭調査の調査地点

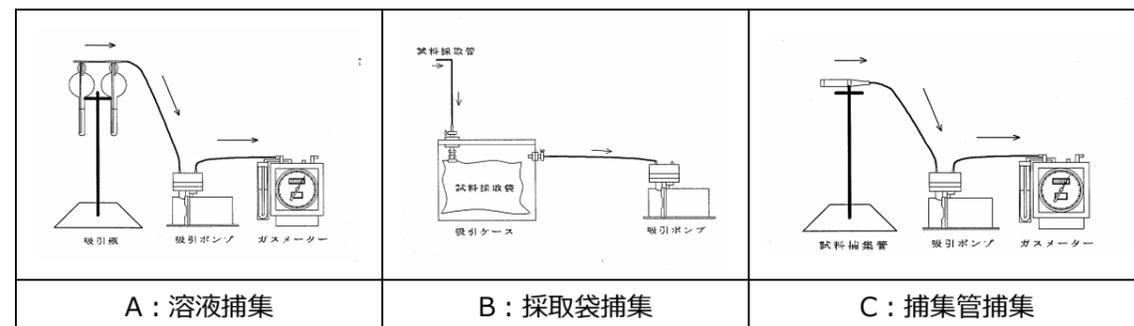


図10 採集方法

3.5 水質

3.5.1 調査方法

水質調査は、「水質調査方法」（昭和 46 年環境庁水質保全局）に基づいた方法により採水し、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」（平成 15 年厚生労働省告示第 261 号）に定める方法により分析を行う。項目・採水方法・調査時期は表 18、分析方法は表 19～表 21 に示すとおりである。

表 18 項目・採水方法・調査時期

項目	採水方法	調査時期・回数
河川の水質	陸上から河川へアクセスし、バケツ等による直接採水又は橋上からバンドーン採水器を降ろして採水する。採水の部位は、水面から水深の二割程度の深さとする。ダム湖内については上下層の 2 地点を採水する。	夏季（7月）1回 秋季（10月）1回 冬季（1月）1回 春季（4月）1回 計 4 回



図 12 採水イメージ（河川）

表 19 水質調査項目

採取場所	水質調査項目	分析試験方法
河川	生物化学的酸素要求量（BOD）	日本工業規格（以下、規格という）K0102 ^{※1} の 21 に定める方法
	化学的酸素要求量（COD）	規格 K0102 の 17 に定める方法
	磷含有量（T-P）	規格 K0102 の 46.3 に定める方法
	窒素含有量（T-N）	規格 K0102 の 45.4 に定める方法
	浮遊物質（SS）	付表 9 ^{※2} に掲げる方法
	その他の生活環境項目	表 20 参照
	ダイオキシン類	規格 K0312 ^{※3} に定める方法
	健康項目	表 21 参照
	水道水質基準項目	表 22 参照

※1) 規格 K0102 : <https://www.kikakurui.com/k0/K0102-2019-01.html>

※2) 付表 : <https://www.env.go.jp/kijun/mizu.html>

※3) 規格 K0312 : <https://www.kikakurui.com/k0/K0312-2020-01.html>

表 20 生活環境項目

No.	項目	分析試験方法
1	pH（水素イオン濃度）	日本工業規格（以下、規格という）K0102 の 12.1 に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法
2	大腸菌群数	最確数による定量法
3	溶存酸素量	規格 K0102 の 32 に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法
4	n-ヘキサン抽出物質（鉱油類、動植物油類）	付表 11 に掲げる方法
5	フェノール類含有量	規格 K0102 の 28.1 に定める方法
6	銅含有量	規格 K0102 の 52.2、52.3、52.4 又は 52.5 に定める方法
7	亜鉛含有量	規格 K0102 の 53 に定める方法
8	溶解性鉄含有量	規格 K0102 の 57.2、57.3 又は 57.4 に定める方法
9	溶解性マンガン含有量	規格 K0102 の 56.2、56.3、56.4 又は 56.5 に定める方法
10	クロム含有量	規格 K0102 の 65.1 に定める方法

表 21 健康項目

No.	項目	分析試験方法
1	カドミウム	日本工業規格（以下、規格という）K0102の55に定める方法
2	全シアン	規格 K0102 の 38.1.2 及び 38.2 に定める方法又は 38.1.2 及び 38.3 に定める方法
3	鉛	規格 K0102 の 54 に定める方法
4	六価クロム	規格 K0102 の 65.2 に定める方法
5	砒素	規格 K0102 の 61.2 又は 61.3 に定める方法
6	総水銀	付表 2 に掲げる方法
7	アルキル水銀	付表 3 に掲げる方法
8	PCB	付表 4 に掲げる方法
9	ジクロロメタン	規格 K0125 ^{※1} の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
10	四塩化炭素	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
11	1,2-ジクロロエタン	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
12	1,1-ジクロロエチレン	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
13	シス-1,2-ジクロロエチレン	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
14	1,1,1-トリクロロエタン	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
15	1,1,2-トリクロロエタン	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
16	トリクロロエチレン	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
17	テトラクロロエチレン	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
18	1,3-ジクロロプロペン	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
19	チウラム	付表 5 に掲げる方法
20	シマジン	付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
21	チオベンカルブ	付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
22	ベンゼン	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
23	セレン	規格 K0102 の 67.2 又は 67.3 に定める方法
24	硝酸性・亜硝酸性窒素	硝酸性窒素は規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 に定める方法、亜硝酸性窒素は規格 K0102 の 43.1 に定める方法
25	ふっ素	規格 K0102 の 34.1 に定める方法又は付表 7 に掲げる方法
26	ほう素	規格 K0102 の 47.1 若しくは 47.3 に定める方法
27	1,4-ジオキサン	付表 8 に掲げる方法

※1) 規格 K0125 : <https://kikakurui.com/k0/K0125-2016-01.html>

表 22 水道水質基準項目

No.	項目	分析試験方法
1	一般細菌	別表第一に定める方法
2	大腸菌	別表第二に定める方法
3	カドミウム及びその化合物	別表第三、別表第五又は別表第六に定める方法
4	水銀及びその化合物	別表第七に定める方法
5	セレン及びその化合物	別表第三、別表第六、別表第八又は別表第九に定める方法
6	鉛及びその化合物	別表第三、別表第五又は別表第六に定める方法
7	ヒ素及びその化合物	別表第三、別表第六、別表第十又は別表第十一に定める方法
8	六価クロム化合物	別表第三、別表第五又は別表第六に定める方法
9	亜硝酸態窒素	別表第十三に定める方法
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	別表第十二に定める方法
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	別表第十三に定める方法
12	フッ素及びその化合物	別表第十三に定める方法
13	ホウ素及びその化合物	別表第五又は別表第六に定める方法
14	四塩化炭素	別表第十四又は別表第十五に定める方法
15	1,4-ジオキサン	別表第十四、別表第十五又は別表第十六に定める方法
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	別表第十四又は別表第十五に定める方法
17	ジクロロメタン	別表第十四又は別表第十五に定める方法
18	テトラクロロエチレン	別表第十四又は別表第十五に定める方法
19	トリクロロエチレン	別表第十四又は別表第十五に定める方法
20	ベンゼン	別表第十四又は別表第十五に定める方法
21	塩素酸	別表第十三又は別表第十八の二に定める方法
22	クロロ酢酸	別表第十七又は別表第十七の二に定める方法
23	クロロホルム	別表第十四又は別表第十五に定める方法
24	ジクロロ酢酸	別表第十七又は別表第十七の二に定める方法
25	ジブロモクロロメタン	別表第十四又は別表第十五に定める方法
26	臭素酸	別表第十八又は別表第十八の二に定める方法
27	総トリハロメタン	クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムムごとに、それぞれ第二十四号、第二十六号、第三十号及び第三十一号に掲げる方法

28	トリクロロ酢酸	別表第十七又は別表第十七の二に定める方法
29	ブロモジクロロメタン	別表第十四又は別表第十五に定める方法
30	ブロモホルム	別表第十四又は別表第十五に定める方法
31	ホルムアルデヒド	別表第十九、別表第十九の二又は別表第十九の三に定める方法
32	亜鉛及びその化合物	別表第三、別表第四、別表第五又は別表第六に定める方法
33	アルミニウム及びその化合物	別表第三、別表第五又は別表第六に定める方法
34	鉄及びその化合物	別表第三、別表第四、別表第五又は別表第六に定める方法
35	銅及びその化合物	別表第三、別表第四、別表第五又は別表第六に定める方法
36	ナトリウム及びその化合物	別表第三、別表第四、別表第五、別表第六又は別表第二十に定める方法
37	マンガン及びその化合物	別表第三、別表第四、別表第五又は別表第六に定める方法
38	塩化物イオン	別表第十三又は別表第二十一に定める方法
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	別表第四、別表第五、別表第六、別表第二十又は別表第二十二に定める方法
40	蒸発残留物	別表第二十三に定める方法
41	陰イオン界面活性剤	別表第二十四又は別表第二十四の二に定める方法
42	ジェオスミン	別表第二十五、別表第二十六、別表第二十七又は別表第二十七の二に定める方法
43	2-メチルイソボルネオール	別表第二十五、別表第二十六、別表第二十七又は別表第二十七の二に定める方法
44	非イオン界面活性剤	別表第二十八又は別表第二十八の二に定める方法
45	フェノール類	別表第二十九又は別表第二十九の二に定める方法
46	有機物(全有機炭素 (TOC) の量)	別表第三十に定める方法
47	pH 値	別表第三十一又は別表第三十二に定める方法
48	味	別表第三十三に定める方法
49	臭気	別表第三十四に定める方法
50	色度	別表第三十五、別表第三十六又は別表第三十七に定める方法
51	濁度	別表第三十八、別表第三十九、別表第四十、別表第四十一、別表第四十二、別表第四十三又は別表第四十四に定める方法

3.5.2 調査地点

調査地点の設定根拠は、表 23 に示すとおりである。この根拠により、河川の水質調査地点は建設候補地(放流前後)、田代川(上流)、大内原ダム湖内(上層・下層)、耳川(上流、下流)とする。

表 23 調査地点の設定根拠

項目	調査地点	環境影響要因	設定根拠
河川の水質	建設候補地(放流前後)、田代川(上流)、大内原ダム湖内(上層・下層)、耳川(上流、下流)	施設からの浸透水の流出又は浸出液処理設備からの処理水の放流	・調査地点が浸出水処理施設予定地付近であり、当施設予定地の上流及び下流に位置している。

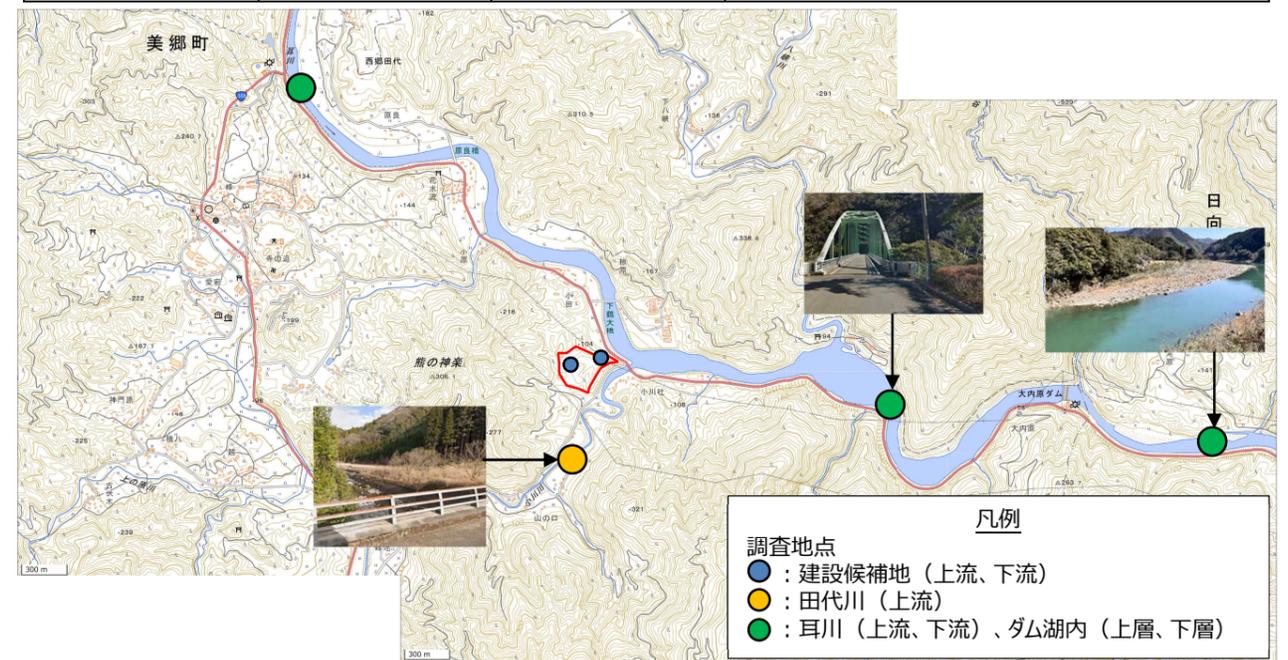


図 13 水質調査(河川)の調査地点

3.6 地下水

3.6.1 調査方法

地下水の水質及び地下水位の測定方法は、表 24 に示すとおりである。また、地下水環境基準項目、その他項目は、表 25 及び表 26 に示すとおりである。

表 24 調査方法

項目	方法
水質	観測井戸からの採水(「水質調査方法」(昭和 46 年環境庁水質 保全局)に準拠) 測定項目は、環境基準項目、その他項目、ダイオキシン類、EC、イオン類とする。
地下水位	自記水位計を用いた連続観測

表 25 地下水環境基準項目

項目	測定方法
カドミウム	日本工業規格K0102（以下「規格」という。）55 に定める方法
全シアン	規格 38.1.2 及び 38.2 に定める方法又は規格 38.1.2 及び 38.3 に定める方法
鉛	規格 54 に定める方法
六価クロム	規格 65.2 に定める方法
砒素	規格 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法
総水銀	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号(水質汚濁に係る基準について)(以下「公共用水域告示」という。)付表 2 に掲げる方法
アルキル水銀	公共用水域告示付表 3 に掲げる方法
P C B	公共用水域告示付表 4 に掲げる方法
ジクロロメタン	規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	シス体にあつては規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法、トランス体にあつては、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	公共用水域告示付表 5 に掲げる方法
シマジン	公共用水域告示付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	公共用水域告示付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	規格 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	硝酸性窒素にあつては規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格 43.1 に定める方法
ふっ素	規格 34.1 に定める方法又は規格 34.1(c)（注(6)第三文を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。）及び公共用水域告示付表 7 に掲げる方法
ほう素	規格 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法
1,4-ジオキサン	公共用水域告示付表 8 に掲げる方法

表 26 その他項目

項目	測定方法
pH	規格 K0102 の 12.1 ガラス電極法
生物化学的酸素要求量 (BOD)	規格 K0102 の 21 に定める方法
化学的酸素要求量 (COD)	規格 K0102 の 17 に定める方法
浮遊物質 (SS)	告示 59 号付表 9 に掲げる方法
n-ヘキサン抽出物質 (鉱油類)	告示 59 号付表 11 に掲げる方法
n-ヘキサン抽出物質 (動植物油)	告示 59 号付表 11 に掲げる方法
フェノール類含有量	規格 K0102 の 28.1 に定める方法
銅含有量	規格 K0102 の 52.2、52.3、52.4 又は 52.5 に定める方法
亜鉛含有量	規格 K0102 の 53 に定める方法
溶解性鉄含有量	規格 K0102 の 57.2、57.3 又は 57.4 に定める方法
溶解性マンガン含有量	規格 K0102 の 56.2、56.3、56.4 又は 56.5 に定める方法
クロム含有量	規格 K0102 の 65.1 に定める方法
大腸菌数	告示 59 号別表 2 備考最確数による定量法
窒素含有量 (T-N)	規格 K0102 の 45.2、45.3、45.4 又は 45.6 に定める方法
磷含有量 (T-P)	規格 K0102 の 46.3 に定める方法
ダイオキシン類	規格 K0312 に定める方法
水温	規格 K0102 の 7.2 に定める方法
電気伝導率	規格 K0102 の 13 に定める方法
イオン類 (Cl ⁻ 、Na ⁺ 、K ⁺ 、Ca ²⁺ 、Mg ²⁺ 、HCO ₃ ⁻ 、SO ₄ ²⁻)	イオンクロマトグラフ法

3.6.2 調査地点

地下水の調査地点は、図 14 に示すとおりである。



図 14 地下水の調査地点